



技能実習「介護」における固有要件について

厚生労働省 社会・援護局

技能実習制度の仕組み

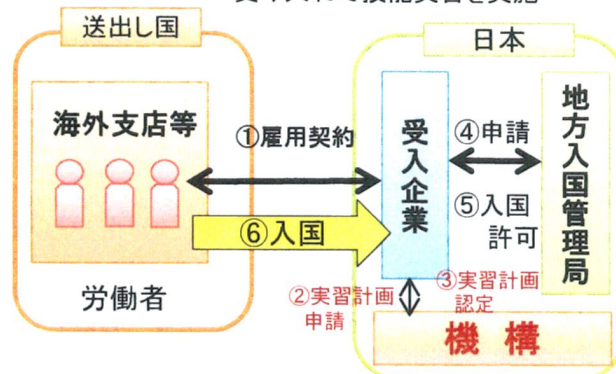
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約25万人在留している。

※平成29年6月末時点

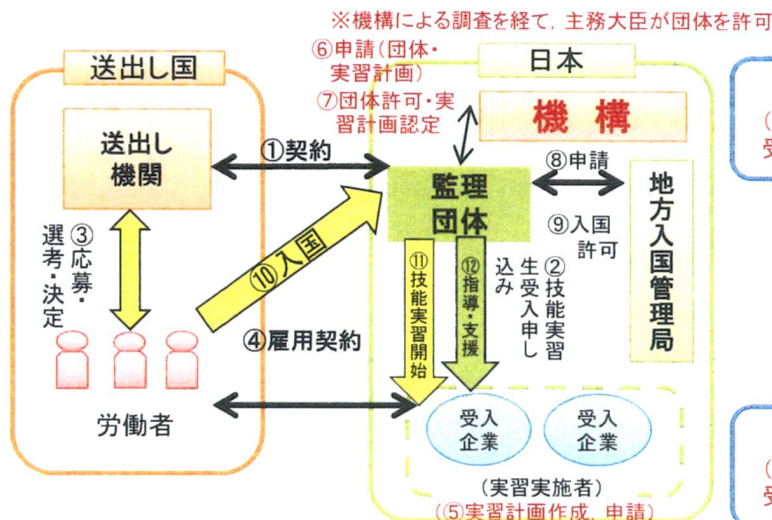
※新制度の内容は赤字

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

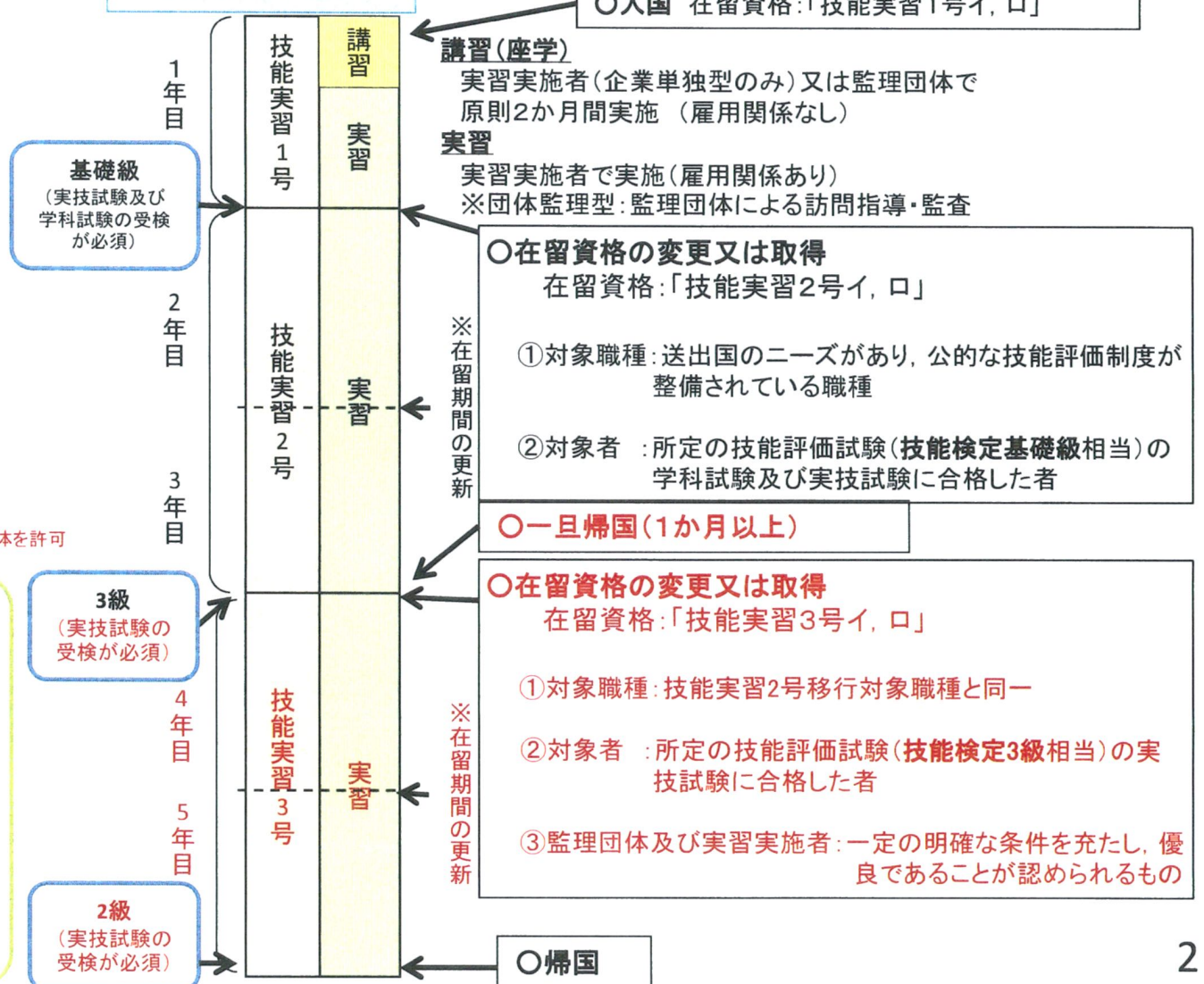
【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



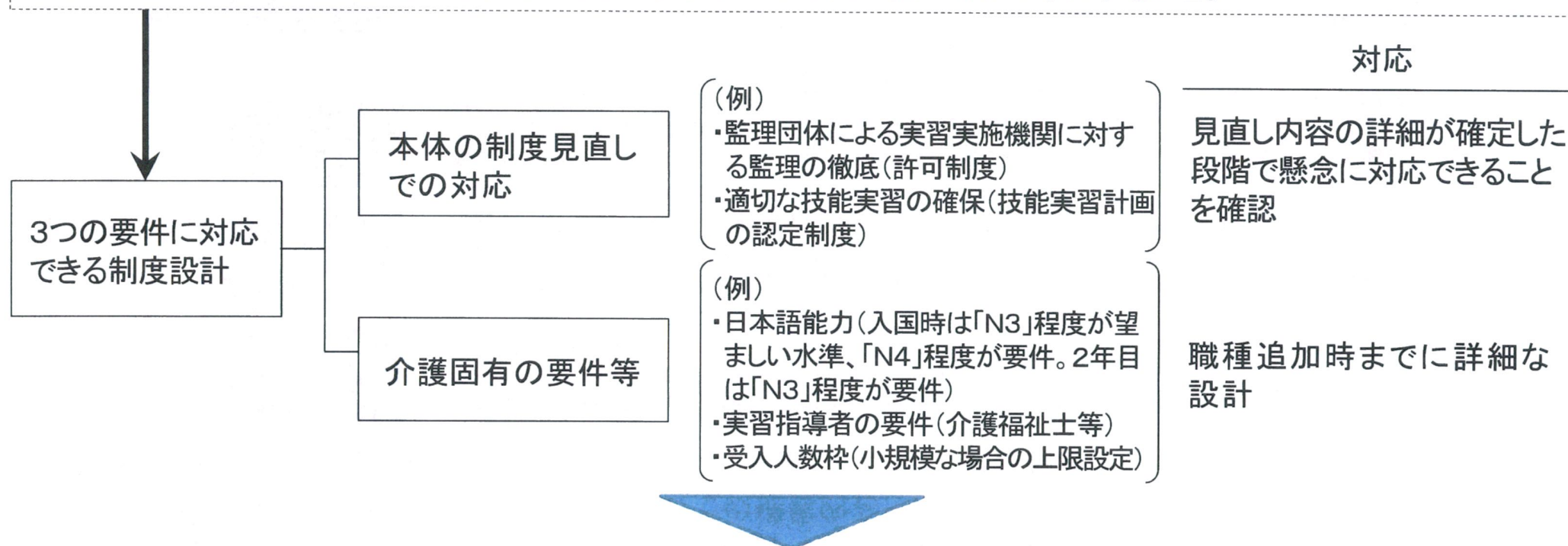
技能実習の流れ



介護職種の追加について

【基本的考え方】

- 外国人介護人材の受入れは、介護人材の確保を目的とするのではなく、技能移転という制度趣旨に沿って対応。
- 職種追加に当たっては、介護サービスの特性に基づく様々な懸念に対応するため、以下の3つの要件に対応できることを担保した上で職種追加。
 - ① 介護が「外国人が担う単純な仕事」というイメージとならないようにすること。
 - ② 外国人について、日本人と同様に適切な処遇を確保し、日本人労働者の処遇・労働環境の改善の努力が損なわれないようにすること。
 - ③ 介護のサービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすること。



- 職種追加に向け、様々な懸念に対応できるよう、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」(平成27年2月4日)で示された具体的な対応の在り方に沿って、制度設計を進める。

技能実習「介護」における固有要件について

- 介護の技能実習生の受入に当たっての要件は、下記のとおり。（「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」（平成27年2月4日）での提言内容に沿って設定。）
- 平成29年9月、介護職種に固有の要件を告示。平成29年11月、対象職種に介護を追加。

介護固有要件 ※技能実習制度本体の要件に加えて満たす必要がある。	コミュニケーション能力の確保	・1年目（入国時）は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件 （参考）「N3」：日常場面ですでに使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」：基本的な日本語を理解することができる（日本語能力試験：独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施）
	適切な実習実施者の対象範囲の設定	・「介護」の業務が現に行われている事業所を対象とする（介護福祉士国家試験の実務経験対象施設） ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象
	適切な実習体制の確保	・受入れ人数枠 受入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定（常勤介護職員の総数が上限）。 ・技能実習指導員の要件 技能実習生5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。 ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ ・夜勤業務等 利用者の安全の確保等のために必要な措置を講じる。 （※）具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
	監理団体による監理の徹底	・監理団体の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置 ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断
技能実習評価試験	移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化	一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころとからだのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする ・必須業務＝身体介護（入浴、食事、排泄等の介助等） ・関連業務＝身体介護以外の支援（掃除、洗濯、調理等）、間接業務（記録、申し送り等） ・周辺業務＝その他（お知らせなどの掲示物の管理等）
	適切な公的評価システムの構築	・各年の到達水準は以下のとおり 1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

技能実習生に関する要件

技能実習制度本体(主な要件)

- 18歳以上であること。
- 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であること。
- 帰国後、修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
- 企業単独型技能実習の場合にあっては、申請者の外国にある事業所又は申請者の密接な関係を有する外国の機関の事業所の常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。
- 団体監理型技能実習の場合にあっては、従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること。(※)
- 団体監理型技能実習の場合にあっては、本国の公的機関から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること。
- 同じ技能実習の段階に係る技能実習を過去に行っていないこと。

「介護」職種

＜技能実習制度本体の要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。＞

- 技能実習生が次の要件を満たすこと。(日本語能力要件)

第1号技能実習 (1年目)	<u>日本語能力試験のN4に合格している者</u> その他これと同等以上の能力を有すると認められる者※ ¹ であること。
第2号技能実習 (2年目)	<u>日本語能力試験のN3に合格している者</u> その他これと同等以上の能力を有すると認められる者※ ² であること。

【※1】日本語能力試験との対応関係が明確にされている日本語能力を評価する試験(例「J.TEST実用日本語検定」「日本語NAT-TEST」)における日本語能力試験N4に相当するものに合格している者

【※2】上記と同様の日本語能力試験N3に相当するものに合格している者

(※) 同等業務従事経験(いわゆる職歴要件)については例えば、以下の者が該当する。

- ・ 外国における高齢者若しくは障害者の介護施設等において、高齢者又は障害者の日常生活上の世話、機能訓練又は療養上の世話等に従事した経験を有する者
- ・ 外国における看護課程を修了した者又は看護師資格を有する者
- ・ 外国政府による介護士認定等を受けた者

前職要件（省令第10条第2項第3号ホについて）

団体監理型技能実習の場合は、技能実習生は、日本において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は団体型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があることが必要です。（省令第10条第2項第3号ホ）

本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること

「本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること」については、日本において行おうとする技能実習において中心的に修得等をしようとする技能等について送出国で業務として従事した経験を有することを求めるものです。ただし、送出国で業務として従事していた業務の名称が形式的に同一であることまでを求めるものではありません。

団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること

以下①から③までの場合が該当します。

① 教育機関において同種の業務に関連する教育課程を修了している場合（修了見込みの場合も含む。）

教育機関の形態は問いませんが、教育を受けた期間については6か月以上又は320時間以上であることが必要です。この場合、以下の資料を全て提出することが必要となります。

- ・ 教育機関の概要を明らかにする書類（同種の業務に関連する分野の教育を行っていることが分かる書類に限る。）
- ・ 技能実習生が当該教育機関において関連する教育課程を修了したことを証明する書類（修了見込みの証明も含む。）

② 技能実習生が技能実習を行う必要性を具体的に説明でき、かつ、技能実習を行うために必要な最低限の訓練を受けている場合

当該技能実習を行う必要性を具体的に説明できる場合とは、

- ・ 家業を継ぐことになり、当該分野の技能実習を行う必要性が生じた場合
- ・ 本国で急成長している分野での就業を希望し、そのために当該分野での技能実習を行う必要性が生じた場合

などをいいます。この場合は、技能実習生に技能実習を行う必要性について具体的に記載させた理由書を提出することが必要となります。

また、技能実習を行うために必要な最低限の訓練としては、2か月以上の期間かつ320時間以上の課程を有し、そのうち1か月以上の期間かつ160時間以上の課程が入国前講習であること、1か月以上の期間かつ160時間以上の課程（実技・座学の別を問わない）が技能実習の職種に関連することが必要です。

③ 実習実施者又は監理団体と送出国との間の技術協力上特に必要があると認められる場合

実習実施者や監理団体と送出国の公的機関との間で技能実習制度を活用して人材育成を行う旨の協定等に基づき、技能実習を行わせると認められる場合です。この場合、実習実施者や監理団体と送出国の公的機関との間の技術協力上の必要性を立証する資料を提出することが必要となります。

実習実施者・実習内容に関する要件

技能実習制度本体(主な要件)

- 技能実習を行わせる事業所ごとに、申請者又はその常勤の役員若しくは職員であって、自己以外の技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去3年以内に法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習を修了したものの中から、技能実習責任者を選任していること。
- 技能実習の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であって、修得等をさせようとする技能等について5年以上の経験を有するものの中から技能実習指導員を1名以上選任していること。
- 技能実習生の生活の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者の中から生活指導員を1名以上選任していること。
- 技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと。

「介護」職種

＜技能実習制度本体の要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。＞

- 技能実習指導員のうち1名以上は、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者(※看護師等)であること。
- 技能実習生5名につき1名以上の技能実習指導員を選任していること。
- 技能実習を行わせる事業所が、介護等の業務(利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。)を行うものであること。《p8参照》
- 技能実習を行わせる事業所が、開設後3年以上経過していること。
- 技能実習生に夜勤業務その他少人数の状況下での業務又は緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合にあっては、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること。
(※)具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
- 技能実習を行う事業所における技能実習生の数が一定数を超えないこと。《p9参照》
- 入国後講習については、基本的な仕組みは技能実習法本体によるが、日本語学習(240時間(N3程度取得者は80時間。))と介護導入講習(42時間)の受講を求めることとする。また、講師に一定の要件を設ける。《p10～12参照》

対象施設

【介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設のうち、現行制度において存在するものについて、訪問介護等の訪問系サービスを対象外とした形で整理したもの】（白：対象 緑：一部対象 灰色：対象外又は現行制度において存在しない。）

児童福祉法関係の施設・事業	生活サポート	指定介護予防訪問入浴介護
知的障害児施設	経過的デイサービス事業	指定認知症対応型共同生活介護
自閉症児施設	訪問入浴サービス	指定介護予防認知症対応型共同生活介護
知的障害児通園施設	地域活動支援センター	介護老人保健施設
盲児施設	精神障害者社会復帰施設（精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場）	指定通所リハビリテーション
ろうあ児施設	在宅重度障害者通所援護事業（日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る）	指定介護予防通所リハビリテーション
難聴幼児通園施設	知的障害者通所援護事業（全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る）	指定短期入所療養介護
肢体不自由児施設	居宅介護	指定介護予防短期入所療養介護
肢体不自由児通園施設	重度訪問介護	指定特定施設入居者生活介護
肢体不自由児療養施設	行動援護	指定介護予防特定施設入居者生活介護
重症心身障害児施設	同行援護	指定地域密着型特定施設入居者生活介護
重症心身障害児（者）通園事業	外出介護（平成18年9月までの事業）	サービス付き高齢者向け住宅※3
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関（国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの）	移動支援事業	第1号訪問事業
児童発達支援	老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業	指定訪問介護
放課後等デイサービス	第1号通所事業	指定介護予防訪問介護
障害児入所施設	老人デイサービスセンター	指定夜間対応型訪問介護
児童発達支援センター	指定通所介護（指定療養通所介護を含む）	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
保育所等訪問支援	指定地域密着型通所介護	生活保護法関係の施設
障害者総合支援法関係の施設・事業	指定介護予防通所介護	救護施設
障害者デイサービス事業（平成18年9月までの事業）	指定認知症対応型通所介護	更生施設
短期入所	指定介護予防認知症対応型通所介護	その他の社会福祉施設等
障害者支援施設	老人短期入所施設	地域福祉センター
療養介護	指定短期入所生活介護	隣保館デイサービス事業
生活介護	指定介護予防短期入所生活介護	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
児童デイサービス	養護老人ホーム※1	ハンセン病療養所
共同生活介護（ケアホーム）	特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）	原子爆弾被爆者養護ホーム
共同生活援助（グループホーム）	軽費老人ホーム※1	原子爆弾被爆者デイサービス事業
自立訓練	ケアハウス※1	原子爆弾被爆者ショートステイ事業
就労移行支援	有料老人ホーム※1	労災特別介護施設
就労継続支援	指定小規模多機能型居宅介護※2	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業
知的障害者援護施設（知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通所寮・知的障害者福祉工場）	指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2	家政婦紹介所（個人の家庭において、介護等の業務を行なう場合に限る）
身体障害者更生援護施設（身体障害者更生施設・身体障害者療養施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場）	指定複合型サービス※2	病院又は診療所
福祉ホーム	指定訪問入浴介護	病院
身体障害者自立支援	※1 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。）、介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。）を行う施設を対象とする。	診療所
日中一時支援	※2 訪問系サービスに従事することは除く。	
	※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。	

技能実習生の人数枠

受け入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定（常勤介護職員の総数が上限）した数を超えることができない。

<団体監理型の場合>

事業所の 常勤介護職員の総数	一般の実習実施者		優良な実習実施者	
	1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
1	1	1	1	1
2	1	2	2	2
3～10	1	3	2	3～10
11～20	2	6	4	11～20
21～30	3	9	6	21～30
31～40	4	12	8	31～40
41～50	5	15	10	41～50
51～71	6	18	12	51～71
72～100	6	18	12	72
101～119	10	30	20	101～119
120～200	10	30	20	120
201～300	15	45	30	180
301～	常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員の 20分の3	常勤介護職員の 10分の1	常勤介護職員の 5分の3

※ 法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業単独型技能実習も同様。

<企業単独型の場合>

一般の実習実施者		優良な実習実施者	
1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員の 20分の3	常勤介護職員の 10分の1	常勤介護職員の 5分の3

入国後講習の教育内容と時間数について

○ 介護においては、基本的には、技能実習制度本体の仕組みによるが、日本語と介護導入講習については、以下の内容によることとする。（入国前講習を行った場合には、内容に応じて時間数を省略できる。）

講習内容	
科目※	時間数
日本語【詳細は①】	240
介護導入講習【詳細は②】	42
法的保護等に必要な情報	8※ ¹
生活一般	—
総時間数	320※ ¹

（※1）技能実習制度本体上定められているもの。
総時間数については、第1号技能実習の予定時間全体の1/6（入国前講習を受けた場合は1/12）以上とされている。（320時間については目安として記載。）

①日本語	
教育内容	時間数（※ ² ）
総合日本語	100（90）
聴解	20（18）
読解	13（11）
文字	27（24）
発音	7（6）
会話	27（24）
作文	6（5）
介護の日本語	40（36）
合計	240

（※2）日本語科目の各教育内容の時間数については上記を標準として、設定。（）内に記載した時間数が最低限の時間数として求められる。

②介護導入講習	
教育内容	時間数
介護の基本Ⅰ・Ⅱ	6
コミュニケーション技術	6
移動の介護	6
食事の介護	6
排泄の介護	6
衣服の着脱の介護	6
入浴・身体の清潔の介護	6
合計	42

N3程度以上を有する技能実習生については、①日本語のうちの「発音」「会話」「作文」「介護の日本語」について合計で80時間以上の受講を要件とする。各教育内容の時間数については、上記と同様。

入国後講習の講師要件について

日本語(※)	○ 大学又は大学院で日本語教育課程を履修し、卒業又は修了した者 ○ 大学又は大学院で日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得して卒業又は修了した者 ○ 日本語教育能力検定試験に合格した者 ○ 学士の学位を有し、日本語教育に関する研修で適当と認められるものを修了したもの ○ 海外の大学又は大学院で日本語教育課程を履修し、卒業又は修了した者 ○ 学士の学位を有する者であって、技能実習計画の認定の申請の日から遡り3年以内の日において日本語教育機関で日本語教員として1年以上従事した経験を有し、かつ、現に日本語教育機関の日本語教員の職を離れていないもの
--------	--

(※)「日本語教育機関の告示基準」(法務省入国管理局平成28年7月22日策定)、「日本語教育機関の告示基準解釈指針」に示されている在留資格「留学」による留学先として認められる日本語教育機関の講師の要件を基にしている。

介護導入講習	○ 介護福祉士養成施設の教員として、介護の領域の講義を教授した経験を有する者 ○ 福祉系高校の教員として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者 ○ 実務者研修の講師として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者 ○ 初任者研修の講師として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者 ○ 特例高校の教員として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者
--------	---

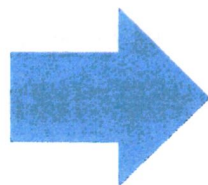
入国前講習について

- 技能実習制度本体において、1か月以上の期間かつ160時間以上の入国前講習を行えば、入国後講習は1か月に短縮可能とされている。
- 介護職種については、日本語科目について240時間以上（N3取得者の場合は80時間以上）、介護導入講習について42時間以上の講義を行う必要があるが、入国前講習において、各科目について所定の時間数の2分の1以上の時間数の講義を行った場合には、入国後講習において2分の1を上限として各科目の時間数を短縮できる。
（各教育内容については講義を行った時間数の分だけ短縮可能。）
- 入国後講習の時間数を短縮する場合については、入国前講習における教育内容と講師が入国後講習と同様の要件（p10、p11参照）を満たしている必要がある。ただし、入国前講習の日本語科目の講義については、「外国の大学又は大学院を卒業し、かつ、申請の日から遡り3年以内の日において外国における日本語教育機関の日本語教員として1年以上の経験を有し、現に日本語教員の職を離れていない者」も講師として認められる。

<入国後講習の一部を免除する場合の具体例>

【入国前】（※総合日本語、聴解、読解、文字を行う場合）

科目	時間数
総合日本語	70
聴解	20
読解	10
文字	20
発音	0
会話	0
作文	0
介護の日本語	0
合計	120



【入国後】

科目	時間数
総合日本語	30(100)
聴解	0(20)
読解	3(13)
文字	7(27)
発音	7
会話	27
作文	6
介護の日本語	40
合計	120

（）内の時間数は告示で標準として示した時間数

監理団体に関する要件

技能実習制度本体(主な要件)

- 次に掲げる本邦の営利を目的としない法人であること。
 - (1)商工会議所※ (2)商工会※ (3)中小企業団体※ (4)職業訓練法人 (5)農業協同組合※ (6)漁業協同組合※
 - (7)公益社団法人 (8)公益財団法人
 - (9)その他、監理事業を行うことについて特別の理由があり、かつ、重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いているもの。
- ※ その実習監理を受ける実習実施者が当該団体の会員である場合に限る。
- 技能実習計画の作成の指導に当たっては、適切かつ効果的に技能等を修得等をさせる観点からの指導については、修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員にこれを担当させること。

「介護」職種

＜以下の要件を満たす必要がある。＞

- 次のいずれかに該当する法人であること。
 - ① 商工会議所、商工会、中小企業団体、職業訓練法人、公益社団法人又は公益財団法人
 - ※ 技能実習制度本体上、商工会議所、商工会、中小企業団体の場合は、その実習監理を受ける介護職種の実習実施者が組合員又は会員である場合に限る。
 - ② 当該法人の目的に介護事業の発展に寄与すること等が含まれる全国的な医療又は介護に従事する事業者から構成される団体(その支部を含む。)であること。
- その役職員に介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士等(※看護師等)がいるものであること。
- 「介護」職種における第3号技能実習の実習監理及び受入人数枠拡大の可否(いわゆる「介護」職種における優良要件)は、「介護」職種における実績等を基に判断すること。《p15参照》

優良な実習実施者及び監理団体（一般監理事業）の要件

- 実習実施者について、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第9条第10号）
- 監理団体については、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第25条第1項第7号）

いずれも得点が満点の6割以上であれば、優良な実習実施者・監理団体の基準に適合することとなる。

優良な実習実施者の要件

（満点 120）

- ① 技能等の修得等に係る実績（70点）
 - ・ 過去3年間の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率* 等
 - *3級2級程度については、新制度への移行期は合格実績を勘案
- ② 技能実習を行わせる体制（10点）
 - ・ 過去3年以内の技能実習指導員、生活指導員の講習受講歴（講習については経過措置有）
- ③ 技能実習生の待遇（10点）
 - ・ 第1号実習生の賃金と最低賃金の比較
 - ・ 技能実習の各段階の賃金の昇給率
- ④ 法令違反・問題の発生状況（5点（違反等あれば大幅減点））
 - ・ 過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
 - ・ 過去3年以内に実習実施者に責めのある失踪の有無
- ⑤ 相談・支援体制（15点）
 - ・ 母国語で相談できる相談員の確保
 - ・ 他の機関で実習継続が困難となった実習生の受入実績 等
- ⑥ 地域社会との共生（10点）
 - ・ 実習生に対する日本語学習の支援
 - ・ 地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供

優良な監理団体の要件

（満点 120）

- ① 実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制（50点）
 - ・ 監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率
 - ・ 監理責任者以外の監査に関与する職員の講習受講歴 等
- ② 技能等の修得等に係る実績（40点）
 - ・ 過去3年間の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率* 等
 - *3級2級については、新制度への移行期は合格実績を勘案
- ③ 法令違反・問題の発生状況（5点（違反等あれば大幅減点））
 - ・ 過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
- ④ 相談・支援体制（15点）
 - ・ 他の機関で実習が困難となった実習生の受入に協力する旨の登録を行っていること
 - ・ 他の機関で実習継続が困難となった実習生の受入実績 等
- ⑤ 地域社会との共生（10点）
 - ・ 実習実施者に対する日本語学習への支援
 - ・ 実習実施者が行う地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供への支援

介護職種における優良な監理団体の要件

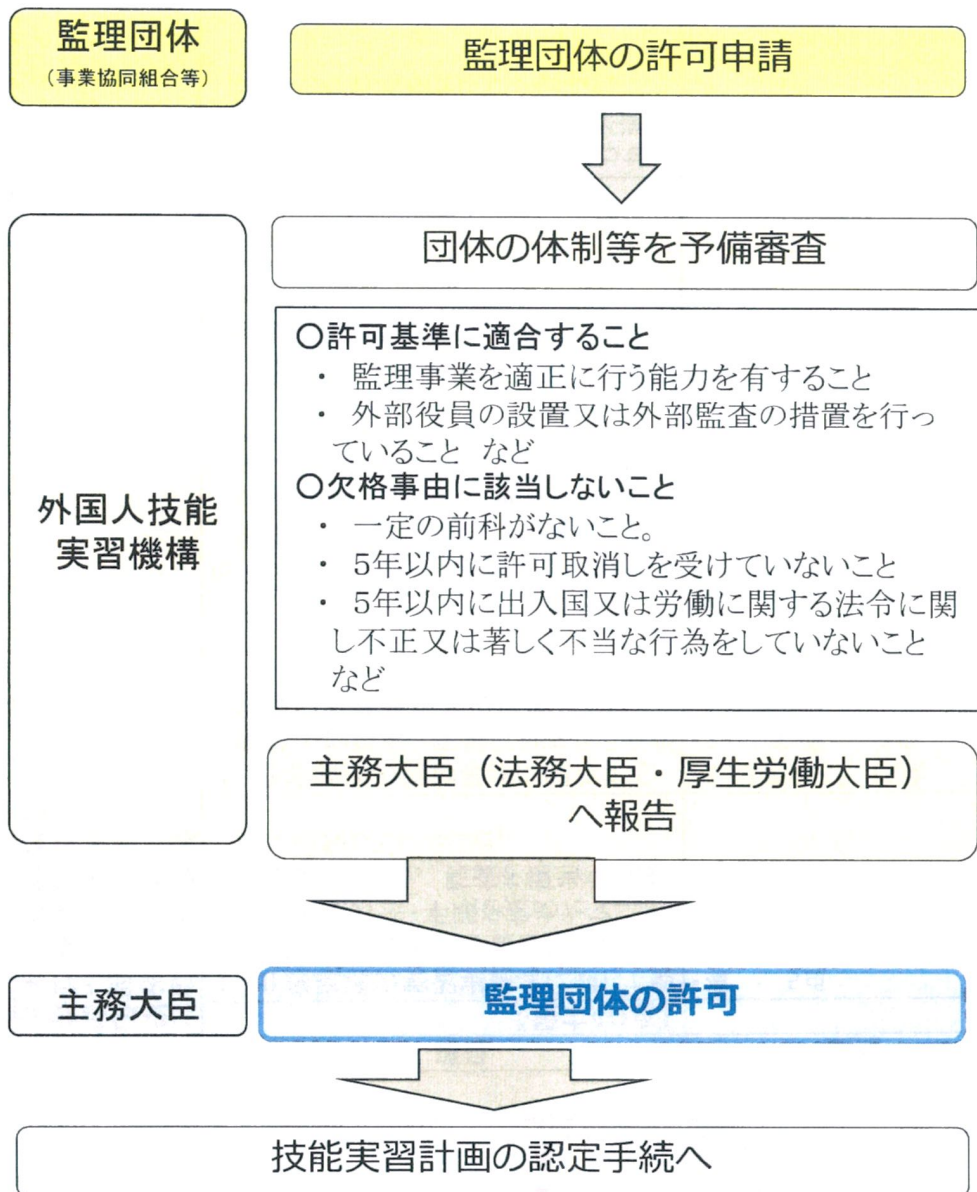
①介護職種における団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制	項目	配点
	【最大40点】	
	I 介護職種の実習実施者に対して監理団体が行う定期的監査について、その実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職員に周知していること。	・有 : 5点
	II 介護職種の監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う介護職種の実習実施者の比率	・1:5未満 : 15点 ・1:10未満 : 7点
	III 介護職種の実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実施、マニュアルの配布などの支援を行っていること	・有 : 5点
	IV 帰国後の介護職種の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること。	・有 : 5点
	V 介護職種の技能実習生のあっせんに関し、監理団体の役職員が送出国での事前面接をしていること。	・有 : 5点
	VI 帰国後の介護職種の技能実習生に関し、送出機関と連携して、就職先の把握を行っていること。	・有 : 5点

得点が満点(80点)の6割以上となる監理団体は
介護職種の優良な監理団体の基準に適合することとなる。
(※ 前提として全職種共通の優良な監理団体の要件(p14参照)を満たしている必要がある。)

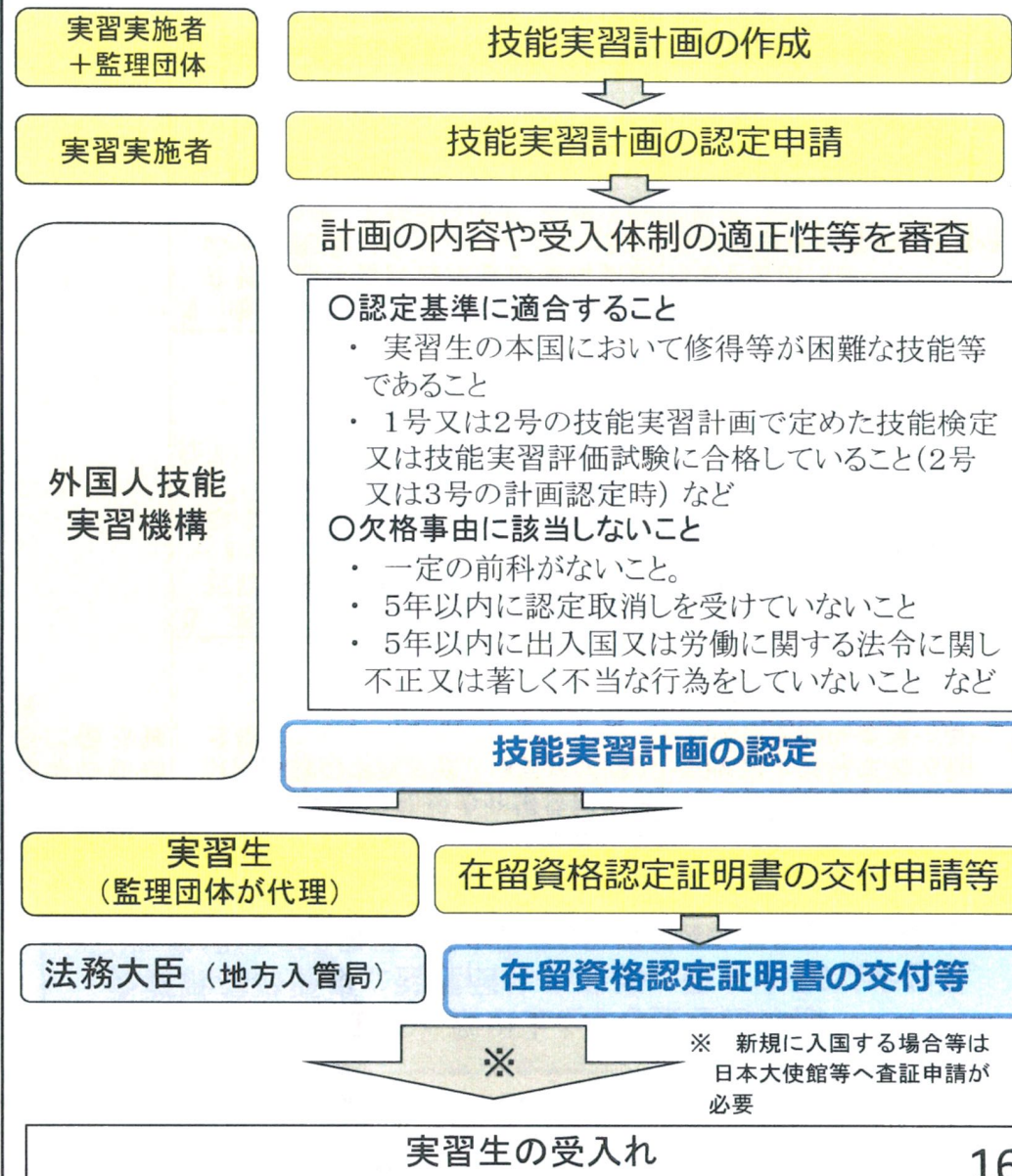
②介護職種における技能等の修得等に係る実績	【最大40点】	
	I 過去3年間の初級の介護技能実習評価試験の学科試験及び実技試験の合格率	・95%以上:10点 ・80%以上95%未満:5点 ・75%以上80%未満:0点 ・75%未満:-10点
	II 過去3年間の専門級、上級の介護技能実習評価試験の合格率 ＜計算方法＞ 分母:技能実習生の2号・3号修了者数 －うちやむを得ない不受検者数 分子:(専門級合格者数+上級合格者数 ×1.5)×1.2	・80%以上:20点 ・70%以上80%未満:15点 ・60%以上70%未満:10点 ・50%以上60%未満:0点 ・50%未満:-20点
	III 直近過去3年間の専門級、上級の介護技能実習評価試験の学科試験の合格実績 * 専門級、上級で分けず、合格人数の合計で評価	・2以上の実習実施者から合格者を輩出:5点 ・1の実習実施者から合格者を輩出:3点
	IV 技能検定等の実施への協力 * 傘下の実習実施者が、介護技能実習評価試験の試験評価者を社員等の中から輩出している場合を想定	・1以上の実習実施者から協力有:5点

監理団体の許可・技能実習計画の認定等に係る手順について

監理団体の許可



技能実習計画の認定等



介護職種の技能実習生の受入れに向けたスケジュール

主な事項	日付
職種追加の省令・介護固有要件を定める告示の公布	9月29日（金）
介護職種の監理団体の許可申請の開始 ※外国人技能実習機構 本部 監理団体部審査課にて受付	
①介護職種を含む監理団体の許可を新規で申請する場合	10月16日（月）
②既に監理団体の許可を申請しており、介護職種を追加する場合（*）	10月16日（月）
介護職種の技能実習計画認定申請の開始 ※外国人技能実習機構 地方事務所・支所 認定課にて受付	11月1日（水）

* 許可申請をされた時期によっては、当初申請された内容に基づき許可証明書を公布した上で、改めて介護職種を含む許可証を公布する場合があります。

施行日 平成29年11月1日

※詳細については、外国人技能実習機構ホームページで公開。

技能実習計画の認定申請、在留資格認定証明書交付申請及び査証申請の審査期間を考慮すると、技能実習計画の認定申請を行ってから、おおむね4か月後から受入れが可能となります。

外国人技能実習機構の地方事務所

地方事務所 全国13か所(本所8か所・支所5か所)

名称	所在地・連絡先		担当地区
札幌事務所	〒060-0034 北海道札幌市中央区北4条東2-8-2 マルイト北4条ビル5階	Tel.011-596-6470	北海道
仙台事務所	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2-4-1 仙台興和ビル12階	Tel.022-399-6326	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
東京事務所	〒108-8203 東京都港区港南1-6-31 品川東急ビル8階	Tel.03-6433-9211	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、山梨県
水戸支所	〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-40 朝日生命水戸ビル3階	Tel.029-350-8852	茨城県
長野支所	〒380-0825 長野県長野市南長野末広町1361 ナカジマ会館ビル6階	Tel.026-217-3556	新潟県、長野県
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-15-32 日建・住生ビル5階	Tel.052-684-8402	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
富山支所	〒930-0004 富山県富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル12階	Tel.076-471-8564	富山県、石川県、福井県
大阪事務所	〒541-0043 大阪府大阪市中区高麗橋4-2-16 大阪朝日生命館3階	Tel.06-6210-3351	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
広島事務所	〒730-0051 広島県広島市中区大手町3-1-9 広島共立ビル3階	Tel.082-207-3123	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県
高松事務所	〒760-0023 香川県高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル7階	Tel.087-802-5850	徳島県、香川県
松山支所	〒790-0003 愛媛県松山市三番町7-1-21 ジブラルタ生命松山ビル2階	Tel.089-909-4110	愛媛県、高知県
福岡事務所	〒812-0029 福岡県福岡市博多区古門戸町1-1 日刊工業新聞社西部支社ビル7階	Tel.092-710-4070	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、 沖縄県
熊本支所	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1-7 MY熊本ビル2階	Tel.096-223-5372	熊本県、宮崎県、鹿児島県

介護職種の技能実習制度に関するHPについて

- 介護職種の技能実習制度の関係法令や介護固有要件の概要、技能実習計画のモデル例等については、厚生労働省HP(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html>)で公表しております。
- 介護職種における監理団体の許可申請手続きや技能実習計画の認定申請手続き、申請様式については、外国人技能実習機構のHP(<http://www.otit.go.jp/>)で公表しております。

参考資料

産業競争力の強化に関する実行計画(2015年版)(抜粋) (平成27年2月10日閣議決定)

二. 重点施策の内容、実施期限及び担当大臣

1. 「日本産業再興プラン」関係

(2) 雇用制度改革・人材力の強化

施策項目	施策の内容及び実施期限	担当大臣
外国人技能実習制度の抜本的な見直し	- 外国人技能実習制度の新たな制度管理運用機関を設置するため、必要な法的措置を速やかに講じる。 - 監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる場合、技能等のレベルの高い実習生に対して認める技能実習期間の延長(3年→5年)につき、必要な法的措置を速やかに講じる。	法務大臣 厚生労働大臣
	介護の対象職種追加に向け、質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づく要請に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行う。	厚生労働大臣

※ 産業競争力の強化に関する実行計画(2016年版)(平成28年2月5日閣議決定)にも同旨の記述あり

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」に対する附帯決議」(平成28年10月21日衆議院法務委員会)(抄)

五 技能実習制度の対象職種への介護の追加について、技能実習生の適切な処遇を確保するとともに介護サービスの質を担保するため、以下の措置を講ずること。

- 1 対象職種への介護の追加は、基本方針における、特定の職種に係る施策(本法第七条第三項)等において、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」の中で、日本語能力などの必要なコミュニケーション能力の確保等、検討を要する事項として掲げられた七点につき、同中間まとめで示された具体的な対応の在り方に沿った適切な対応策を定めた上で行うこと。その際、利用者や他の介護職員等と適切にコミュニケーションを図るためには、例えば、会話の内容をほぼ理解できる程度の日本語能力が求められることを踏まえ、技能実習生の入国時に必要な日本語能力については、指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践するために必要となる日本語レベルを望ましい水準とし、二年目の業務への円滑な移行を図ること。
- 2 追加後三年を目途として、その実施状況を勘案して、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

※ 平成28年11月17日付けで参議院法務委員会においても、同旨の附帯決議が行われている。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の**技能実習の適正な実施**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) 技能実習生に対する**人権侵害行為**等について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等**に対する**協力要請**等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による**地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構**を**認可法人**として**新設**し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)**を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行期日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

同年11月28日公布